

インターネット接続サービスの電話勧誘



最近、「光回線などのインターネット回線契約やプロバイダ契約を勧める電話が強引だ」「何度断ってもかかって来る」といった相談が増えています。

しつこい勧誘電話に困って「資料だけ送って」と言ったところ、すでに契約をしたことになっている書類が届いたという相談も寄せられています。

断る際には曖昧な返事をせず、「契約をするつもりはない」とはっきり伝えましょう。

また、「光回線が安くなると説明されたので契約をしたが、実際は安くならなかった」という相談も増えています。

光回線などのインターネット回線契約やプロバイダ契約は特定商取引法の適用を受けていないため、クーリング・オフ制度がありません。解約の際に高額な手数料が発生する場合があります。安くなると説明されて契約をしたのに実際は安くならなかったなど勧誘方法に問題があれば、契約を取り消したり、解除することができる場合がありますので、消費生活センターまたは市町村の消費生活担当窓口までご相談ください。事業者によっては独自にクーリング・オフを行っていることもありますので、契約書等の書面を確認してください。

電話勧誘をしている事業者は、大手電話会社の名前を名乗る場合が多いようですが、ほとんどが代理店からの勧誘電話です。実際の事業者名・担当者名・連絡先を確認しましょう。

契約をする前に、現在加入している光回線などの料金がいくらで、解約手数料がどのくらいか、を事前に確認しましょう。

クイズで学ぼう！お金のイロイロ

問い

普通預金の利息(利子)は、年に1回まとめて支払われる。○か×か。

知るぽるとHP「今月のクイズ」より

高知県金融広報委員会は、中立公正な立場から、くらしに身近な金融に関する幅広い広報・学習支援活動をおこなっている団体です。

ホームページ www.shiruporuto.jp 高知県金融広報委員会 (事務局 日本銀行高知支店内) 検索

www.shiruporuto.jp
高知県金融広報委員会
(事務局 日本銀行高知支店内)
TEL:088-822-0114

答え

×

普通預金の利息(利子)は、残高1,000円以上の場合に対して付利され、半年ごとに計算されて、元金に組み入れられるのが一般的です。なお、利息(利子)は通常過去半年間の毎日の預金残高に対してつくかたちで計算されます。



矢口イチ



矢口百太

預貯金編

知るぽると

高知県金融広報委員会では、みなさんの企画した講演会、講習会、勉強会に出向き講師を務める「金融広報アドバイザー」を無料で派遣しています。「家計簿のつけ方を勉強したい」「最近の金融トラブルについて詳しく話を聞きたい」など、くらしに関係のある金融情報について勉強したいと思われたら、以下の連絡先までお問い合わせください。

高知県金融広報委員会事務局(日本銀行高知支店内) ☎ 088-822-0114

消費生活に関するご相談は

高知県立消費生活センター

〒780-0935 高知市旭町3丁目115番地「ソール」2階

☎ 088-824-0999

相談受付/日～金 9:00～16:45 休所日/土、祝日、
※日曜日も相談を受け付けています。 12/29～1/3

くらしネットkochi編集・発行者

高知県文化生活部
県民生活・男女共同参画課

〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号
TEL:088-823-9653 FAX:088-823-9879
http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/141601